

監査結果（包括外部監査）に係る措置通知書

<p>教育局</p>	<p>(令和2年度)</p>
<p>監査結果 (指摘事項)</p>	<p>改善措置</p>
<p>【指摘3-1】通勤手当の現況確認について</p> <p>通勤現況調査において、調査実施者は、対象者が現在届出している利用機関、運賃を対象者に確認し、該当する運賃支払方法（定期・カード・回数券）について、通勤現況が証明できる資料をもって確認する運用となっている。</p> <p>この現況調査について、教育局にて実施した調査結果からサンプルで抽出した職員1名の調査内容を確認した結果、実際の通勤経路と異なる申告をして通勤手当を収受しているのではないかとと思われる事象が検出された。概要は以下のとおりである。</p> <p>① 対象者は、バス、地下鉄、JRを通勤方法として届出を行い、通勤手当として、6ヶ月分の定期代金の支給を受けている。</p> <p>② 教育局で実施した現況調査の依頼日が令和2年7月2日であるが、その後の日付で1ヶ月分の定期を購入し、そのコピーが「通勤現況を証明する資料」として提出されている。なお、定期には継続購入の場合に記載される継続の印はなかった。</p> <p>③ 通勤手当は6ヶ月定期分が支給されるため、日々同じ経路で同じ交通機関を利用しているのであれば、6ヶ月定期を使用するのが合理的と考えられる。もし仮に1ヶ月定期券を6回購入すると、6ヶ月定期券との差額は自己負担となってしまう。</p> <p>④ 自宅から学校までは直線距離だと近く、仮に自家用車の場合は20分程度で通勤可能であると考えられる。届出のとおり公共交通機関を利用するとおそらく1時間以上かけて通勤することになると考えられる。</p> <p>以上より、実際は自家用車などなにかしらの別の通勤方法を利用しながら、現況確認が行われた時に定期券1ヶ月分を購入・提出している可能性が否定できない状況であった。</p> <p>私たちの監査において追加監査として</p>	<p>包括外部監査人からは、通勤現況調査において、実際は別の通勤方法を利用しながら、現況確認が行われた時に定期券1ヶ月分を購入・提出することも可能である旨指摘されている。調査の実効性を高めるには、現況確認が行われることを知ってから定期券を購入するという方法を認めないようにする必要があり、令和4年度より、交通機関利用者の定期券の写し等通勤現況を証明する資料について、現況調査実施通知発出日以前の日付で基準日を設け、当該基準日を含んだ資料の提出を求めることとした。</p> <p>また、調査の実効性に疑義が生じないようにするためには、確認結果の記録も含め確認作業をより正確なものとする必要があり、これまで所属長のみが行ってきた通勤現況を証明する資料の確認作業について、通勤手当認定課においても行うこととした。</p>

令和2年7月以前の期間の証憑の提示を求めたが、証憑の提示はなされず、代わりにまたしても1ヶ月分の定期のコピーが提出された。しかしながら当該コピーはまたしても提示を求めた後の日付で購入したものであり、継続の印はなかった。

なお、この点、後日、教育局人事課より、「再調査の結果、対象者は日によって通勤の方法を異にしており通勤定期券を購入せず現金で乗車券を購入していた。現況調査にあたっては、主たる通勤方法として交通機関を利用していることを証明するため、現況確認が行われた時に定期券1か月分を購入・提出している状況であった。」と説明を受けている。

包括外部監査はあくまで書類とヒアリングによる監査であり、「公共交通機関を利用して通勤している」と言われればそれ以上確かめるすべはないが、入手した監査証拠からは「調査があるたびに1ヶ月分の定期を購入して逃れている」と言われかねない状況であった。もし定期券を購入していないならば、通勤実態に応じた通勤現況を証明できる資料を残しておけばこのような話にはならない。

なお、当該職員の調査において所属長が確認した運賃支払方法は「カード」(ICカード利用者であって定期券は買わず、現金をチャージして通勤している場合)に○がついていたのに対し、添付されている証明資料は1ヶ月定期券となっており、両者の内容が異なっている状況でもあった。

現況確認の書類は所属長が確認することとされているが、このような書類間の相違は、所属長の確認が形式的なものにとどまっているのではないかと感じるものでもあった。

通勤現況調査の趣旨から鑑みると、このような状況を看過するのは著しく不当である。実効性のない形式的な調査であるならば実施する意義はなく、まずは所属長が適切に調査を実施する必要がある。また学校の場合、校長が多数の職員を対象に確認しているが、自家用車通勤の職員が大多数と考えられることから、形式的な確認にとどまっている可能性も考えられる。そのため、例えば学校から独立した人事担当者が、サンプルベースで現状確認の追加確認を行うような仕組みについても検討し調査の実効性を高めるべきである。